

2022年3月22日更新

# 深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」 デザインガイドマニュアル



デザインを正しく使用していただくために  
必ず本マニュアルをお読みください。



深谷市イメージキャラクター  
ふっかちゃん

# 目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・P.1
- 申請手続きについて・・・・・・・・P.2
- 申請書の提出先・・・・・・・・・・P.3
- 申請時の留意点・・・・・・・・・・P.4
- 使用上の留意点(コピーライトの表記)・・・P.5
- 使用上の留意点(色指定)・・・・・・・・P.6
- 使用上の留意点(縦横比)・・・・・・・・P.7
- 使用書の記入例・・・・・・・・・・P.8
- 申請書に添付するデザイン案について・・・P.9
- オリジナルデザイン作成について・・・・・・・・P.11
- 吹き出し、名称、屋号について・・・・・・・・P.13
- よくあるお問い合わせ・・・・・・・・P.15

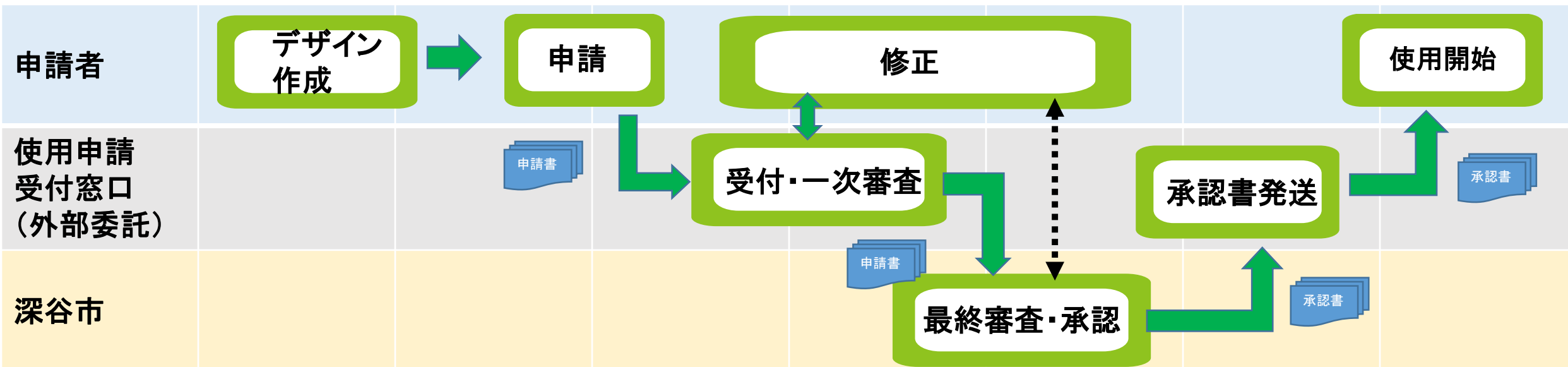
# はじめに

- 深谷市イメージキャラクター「ふっかちゃん」のイラスト等を使用する場合には、必ず本マニュアルに沿い、申請を行って正しくご活用いただきますようお願いいたします。

※ふっかちゃんに関する  
著作権・商標登権などは  
「深谷市」に帰属します。



# 申請手続きについて



- ①使用する商品等のデザイン案を添付し、所定の申請書を提出
- ②一次審査完了後、深谷市にて最終審査  
 ※修正などの必要が生じた場合は別途、申請者へ連絡
- ③審査後、使用承認書を発行  
 申請者は承認書を受理後、使用開始  
 (使用にあたって条件がある場合は、条件に基づき使用する)

# 申請書の提出先

- 申請書の提出先は下記のとおりです。

ふっかちゃん使用申請受付窓口



## 〒郵送

〒366-0029 埼玉県深谷市上敷免28-2

たつみ印刷株式会社 ふっかちゃん使用申請受付窓口 宛

## ✉ E-Mail

fukka@tatsumi-insatsu.co.jp

## ☎ 電話番号

048-573-2711

# 申請時の留意点

- ふっかちゃんのイラストや写真を使用する場合は、個人、または限られた範囲内で使用する場合を除いて、必ず事前に、深谷市に申請を行い承認を受ける必要があります。
- お手数ですが、1アイテム1申請になります。商品数と同じ数の申請書が必要になります。  
※色違いやサイズ違いのみの場合は、1アイテム扱いとなります。
- 「デザイン受付窓口」にて申請書を受理してから承認書の発行まで【2週間前後】かかります。使用開始希望日に間に合うようにお早めにご提出をお願いします。
- デザインの申請をいただいた方には、年に一回、「売上報告書」の提出についてご協力をお願いいたします。  
※提出先はふっかちゃん使用申請受付窓口ではなく、深谷市役所協働推進課へお願いします。

# 使用上の留意点(コピーライトの表記)

- ふっかちゃんのデザインを使用する場合、**コピーライトの表記が必ず必要**になります。ふっかちゃんのイラストと一緒に、**以下のいずれかを必ず表記**してください。申請書(7 コピーライト)に表記箇所を必ず記入してください。

©深谷市 / © FUKAYA CITY /

深谷市イメージキャラクター  
ふっかちゃん

(例1)



©深谷市

(例2)



©Fukaya City

(例3)

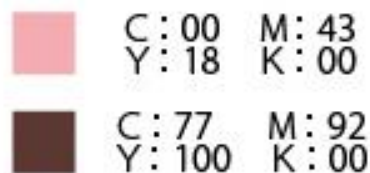
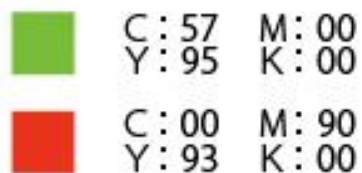


深谷市イメージキャラクター  
ふっかちゃん

# 使用上の留意点（色指定）

- ふっかちゃんの色指定は次の通りです。
- 印刷の性質上、同じ色が難しい場合は、なるべく近い色を使用してください。

(例1)



(例2)



単色の場合、配色の指定はありませんが  
目とほっぺ・鼻・口は同じ色にしないように  
してください。



# 使用上の留意点（縦横比）

- ふっかちゃんの縦横比は変えないでください。  
基本的に、パーツ（ほっぺ等）は表現するようにしてください。

（例）



縦横比が...



ほっぺがない...

# 申請書の記入例

- 使用申請書は、ふっかちゃんの公式ページからダウンロードできます。
- 「デザイン集」に掲載されているデザインのAIデータを希望する場合は申請書に記載してください。  
(特記事項でも可)



様式第1号 (第3条関係) イメージキャラクター使用申請書

平成31年 4月 1日

須賀市長 様

(〒 128 - 4567 )

申請書 住所 埼玉県須賀市神町11-1  
 企業・団体名 ふっかちゃん株式会社 須賀支店  
 代表者氏名 須賀 太郎

※須賀市イメージキャラクター「ふっかちゃん」を使用し、使用取組規定を遵守いたしますので下記のとおり申請します。

記

1 商品名 (対象)	ふっかちゃんクッキー ※適宜に記載された場合は番号をご記入ください。 — 商品番号 号
2 使用期間 (最長3年間)	■実施日から3年 ※実施書の発行まで10日前迄様がりませ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 — 平成 年 月 日
3 寄賞/無賞の別	■寄賞 (売価: 200 円) <input type="checkbox"/> 無賞
4 デザインの種類	■デザイン集から <input type="checkbox"/> オリジナルデザイン (別途、aiデータを提出していただきます)
5 担当連絡先	氏名: 須賀 花子 住: 012-345-6789 E-Mail: <a href="mailto:fukachan@fukka.co.jp">fukachan@fukka.co.jp</a>
6 実施書の送付先住所	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ ■上記住所と異なる (〒 012 - 3456 ) 埼玉県須賀市神町12-1 株式会社ふっかちゃん 須賀支店 須賀 太郎 宛 ※宛先住所および郵便番号を記入してください。
7 コピーライト	<input type="checkbox"/> 須賀市 <input type="checkbox"/> FUUKATA CITY ■須賀市イメージキャラクター ふっかちゃん ※記号所: 商品ラベルに記載
8 販売予定場所 (店舗名、サイト名)	市内外の自社店舗、HP
9 使用方法	商品販売の他に、店内POP、サイトでの広告物でも使用予定
10 特記事項	デザイン集のNo-010のaiデータ (GSS) の提供希望。 提出先は上記、担当連絡先のメールアドレスまで。

\*複製資料として、ふっかちゃんをどのように使用するのかを定める実施書(実施サンプル原案、販売、企業名、デザイン概念)を本申請書に必ず添付してください。

# 申請書に添付するデザイン案について

- 商品（見本）の現物、写真、イラストなど、どのように使用するのかが具体的にわかるものが必要です。
- 作成前の段階で申請書を提出する場合、手書きのイメージ図でも可。  
※ただし、完成前に必ずデザインを提出し監修を受けてください。



# 完成した商品は提出をお願いします。

## 申請時にデザイン案を添付した場合

- 承認書に記載されている指摘事項を対応し、商品（サンプル）を提出（データや写真でも可）

## 申請時にデザインが確定していない場合

- デザインが確定後、商品を製作する前にデザイン監修を受ける。  
その後、完成したら商品（サンプル）を提出

# オリジナルデザイン作成について

## 留意事項

- 「ふっかちゃん」だと判断できるものであること。
- 「ふっかちゃん」全体のバランスを変えないこと。
- 「ふっかちゃん」らしさを考慮すること。

### ◆NG項目

- ねぎ角、顔の表現は必須
- 他パーツを加えることは基本的にNG
- 指や関節(ひじ)などの表現はNG
- 暴力的な表現はしないこと
- 他、使用取扱規程に反する表現は不可
- 感情を表現するのに伴う「しわ」の表現はNG
- 足の「ツメ」の表現は省略しないこと

(例)



# オリジナルデザイン作成について

- HPに無いオリジナルデザインを作成し使用する場合、深谷市で審査を行い、承認されたもののみ使用が可能です。新しく作成していただいたふっかちゃんの著作権は、深谷市に帰属(市所有)し、第三者が使用できるものとなりますので、あらかじめご了承のうえ、作成してください。

※別途、AI(イラストレーター)データを提出していただく場合があります。



# 吹き出し表現について

## 注意事項

ふっかちゃんは市のイメージキャラクターであるため、  
特定の企業・団体を連想させるような表現はできません。  
吹き出しの表現などについても同様になります。

(例)



# 商品名称、商号・屋号について

## 原則

●商号、店名への利用は不可

●商品のキャッチコピー、フェア、キャンペーン名等において、ふっかちゃんが特定の商品、サービスなどを推薦しているような表示は不可

### ◆NG項目

- ・ 特定商品を推奨するような名称は不可  
例：ふっかちゃんおすすめ！クッキー



※既に利用されている商品名称および同一デザインでの利用は、不正競争防止法に違反する可能性があります。

(市では、商品名称、デザインの重複までは審査しないため、事前によくご確認ください)



## Q & A



③

Q: デザインを使用するにあたって、使用料はかかりますか？

A: デザインの使用料はかかりません。

Q: 前に申請した商品の絵違いを販売したいのですが、申請書は必要ですか？

A: 新たに申請書のご提出をお願いします。

区別をつけたい場合には〇〇(商品名)(△△バージョン)などと記入してください。

例: ふっかちゃんハンカチ(春ver)、トートバッグ(ふっかちゃんBP限定ver)

※イメージキャラクター使用変更申請書はH31.3で廃止としました。

## Q & A



③

Q: 使用承認を受けた商品の使用期間はありますか？

A: **最長で承認日より3年間です。**

商品に在庫がある場合には、使用期間満了日を超えて販売しても構いません。

Q: コピーライトを商品に表記しにくい、できない場合はどうしたらいいか？

A: 原則、商品への表記をお願いします。ただし、素材などの性質上、商品に表記することが難しい場合には、商品に付随するものへの表記で構いません。

例: 商品のタグ、パッケージ、値札、POP、サイトなどの紹介ページ

## Q&A



③

Q: 商品に伴う広告物(POPやチラシ、HPなど)も申請は必要ですか？

A: 商品の使用申請書を提出いただいた場合、申請は不要です。

異なるデザインを使用する場合には申請書のご提出をお願いします。

Q: スポーツチームのユニフォーム、応援旗などに「ふっかちゃん」を使用することはできますか？

A: ふっかちゃんは市のイメージキャラクターであるため、市を代表するチームと誤解されないように使用してください。

## Q&A



③

Q: 会社の概要書や冊子などに「ふっかちゃん」を使用できますか？

A: 会社内部で使用する資料に「ふっかちゃん」デザインを使用する場合は使用申請書の提出は必要ありません。ただし、外部に配布する場合や不特定多数の方の目に触れる場合は、使用申請書の提出をお願いします。

Q: 「ふっかちゃん」の着ぐるみを利用したイベントの告知物に使用する場合、申請書の提出は必要ですか？

A: 着ぐるみの貸出を行っているイベント等における広告については申請書の提出は不要です。ただし、完成前に、広告物のデータや画像を提出し、監修を受ける必要があります。

**※この場合、深谷市協働推進課にお問い合わせください。**

## Q & A



③

Q: 個人でデザインを使用したいのですが、申請は必要ですか？

A: 申請の必要はありません。限られた範囲で、個人的に使用するものに関しては申請は不要です。ただし、販売を伴う場合は申請が必要です。

### ◆ 申請を割愛できる例 ◆

- ・個人で使用する年賀状、うちわ、名刺
  - ・SNSでの個人アカウントにアップするイラスト、画像
  - ・サークル、部活内のみで使用するTシャツ
  - ・自分で使用するオリジナルグッズ
- ・・・etc

※販売する場合は申請が必要

深谷市  
協働推進部  
協働推進課



〒366-8501  
埼玉県深谷市仲町11-1  
TEL: 048-574-6658  
FAX: 048-501-5222  
Mail: [fukka@city.fukaya.saitama.jp](mailto:fukka@city.fukaya.saitama.jp)